



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 16 日 (火)
第 8 5 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (553) (東部振興課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (554) (くらしの安心推進課) 2
	土地収用法による事業の認定 (555) (技術企画課) 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (556) (会計指導課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (33) 4
◇ 公 告	採石法による採取計画の変更認可の公表 (八頭県土整備事務所) 5
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 5
	落札者の決定 (文化政策課) 10
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 10

告 示

鳥取県告示第553号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年9月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
飯塚 淳
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市田島659
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年および障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。
- 6 定款の変更事項
事業の追加

鳥取県告示第554号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
日野郡日南町	平成25年9月6日（金）	午後1時から 午後3時まで	日野郡日南町霞800 日南町役場
日野郡日野町	平成25年9月10日（火）	〃	日野郡日野町根雨130-1 日野町山村開発センター
日野郡江府町	平成25年9月13日（金）	〃	日野郡江府町大字洲河崎62 江府町運動公園総合体育館

鳥取県告示第555号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

八頭町

2 事業の種類

中学校統合に伴う駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 八頭郡八頭町郡家字寺土居下分及び字金石上分地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

中学校統合に伴う駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に準ずる教育又は学術研究のための施設であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である八頭町は地方公共団体であることから本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、八頭町立中央中学校（以下「中央中学校」という。）（八頭郡八頭町郡家）の近隣に位置する土地（以下「本件土地」という。）に、学校用駐車場を新たに整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、不足する中学校駐車場を整備することで学校利用者の利便性向上、交通混雑・交通事故の防止及び路上駐車防止や緊急車両の円滑な通行に付随して発生する周辺住民の安心・安全な生活の確保を図ることを目的としており、学校利用者の利便向上や地域の安全確保等に相当程度寄与するものと考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、中央中学校の近隣に位置していること、道路と駐車場との出入りにおいて安全性が確保されること、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されており、本件土地の収用が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、中央中学校の駐車場を整備することにより、現在の慢性的な駐車場不足及び平成27年度に町内中学校の統合で見込まれる駐車場不足を解消するものであり、学校関係者（保護者等）からの駐車スペースを求める声や近隣住民からの路上・無断駐車に対する苦情等もあることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

八頭郡八頭町郡家493

八頭町役場

鳥取県告示第556号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成25年 7 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
400	株式会社鳥取銀行 鳥取南支店	所在地	鳥取市正蓮寺42-10	鳥取市正蓮寺33-1	平成5年3月 22日
499	株式会社鳥取銀行 岸本出張所	〃	西伯郡伯耆町岸本字江 ゴ田606	西伯郡伯耆町岸本60- 6	平成17年1月 1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

平成25年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年 7 月 16 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年 7 月 23 日（火） 午後 3 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 第23回参議院議員通常選挙の結果等について

(2) その他

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項本文の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月16日

鳥取県八頭県土整備事務所長 細 川 庸 一 郎

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	採石場の所在地	採取をする岩石の種類	採取の期間	認可の内容			認可年月日
					変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町郡家 636-5	八頭郡八頭町別府 字コムソ ヲ谷 501 -1外4 筆	風化花崗岩及び花崗岩	平成24年2月6日から平成27年2月5日まで	採取する岩石の種類及び数量	風化花崗岩 33,441.7立方メートル	風化花崗岩 27,738.6立方メートル 及び花崗岩 10,458.3立方メートル	平成25年6月27日

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務 一式

(2) 鳥取県災害情報システムの目的

鳥取県災害情報システム（以下「本システム」という。）は、災害時において県、市町村、防災関係機関等が災害情報（地図情報を含む。）を共有できるようにするとともに、テレビその他の多様なメディアを通じて災害情報を住民に提供することにより、迅速かつ効率的な住民避難その他の災害対応を行い、もって災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(3) 調達案件の仕様

鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日（日）までとする。ただし、本システム整備に係る納入期限は平成26年2月28日（金）までとし、本システム保守運用に係る履行期間は同年3月1日（土）から平成31年3月31日

(日) までとする。

(5) 履行場所

鳥取市東町一丁目271ほか

(6) 入札書の記載方法等

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書提出書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を入札書及び内訳書とともに提出しなければならない。

なお、企画提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。

イ 入札書に記載する額は、整備、保守運用及び改良（入札説明書に示す想定回数によるものとする。）に係る経費の合計額とし、それぞれの内訳も記載すること。

なお、入札書に記載された整備及び保守運用に係る経費の額と1回の改良に係る経費の額に改良の回数（入札説明書に示す想定回数を上限とする。）を乗じた額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額を委託料の総支払額とする。また、平成25年度から平成30年度までの間の各年度の委託料の支払額については、総支払額の上限額に対して次の表の右欄に定める割合以内とする。

年度	委託料の総支払額に対する割合（パーセント）
平成25年度（整備経費）	28.99
平成25年度（保守運用・改良経費）	1.16
平成26年度（保守運用・改良経費）	13.97
平成27年度（保守運用・改良経費）	13.97
平成28年度（保守運用・改良経費）	13.97
平成29年度（保守運用・改良経費）	13.97
平成30年度（保守運用・改良経費）	13.97
合計	100.00

ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年7月16日（火）から同年8月21日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成25年7月16日（火）から同年8月21日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その資格の業務区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であること。

なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月1日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の業務区分の競争入札参加資格を有する者を構成員のうちに含むこと。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有する構成員のいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者の審査を求める申請書類を平成25年8月1日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

電話 0857-26-7789

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年7月16日(火)から同年8月1日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/221301.htm>)から入手するものとする。

なお、最終日の平成25年8月1日(木)は午後5時までとする。また、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成25年7月16日（火）から同年7月31日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで及び同年8月1日（木）午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札書及び内訳書（企画提案書等を含む。）の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成25年8月21日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書及び内訳書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書その他必要な書類を4の(1)の場所に平成25年8月1日（木）の午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17号各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出した入札者であって、次に掲げるところにより算定された評価点及び価格点の合計が最も高いものを落札者とする。ただし、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価点及び価格点の合計点が次に高いものを落札者とすることがある。

(1) 評価点の算定方法

ア 鳥取県災害情報システム整備・保守運用業務審査会（以下「審査会」という。）の委員が入札説明書に示す各評価項目ごとに評価基準に基づき採点し、それを合計するものとする。ただし、システム開発及び運用実績以外の評価項目に0点と採点された項目がある場合で、委員の半数以上がこの公告に示した業務

を完遂できないと判断したときは、評価点を与えない。

イ 審査会は、入札参加者に対し、企画提案書の説明を行う機会を与えるものとする。この場合において、入札参加者は、実演を行ってもよいものとする。

(2) 価格点の算定方法

予定価格に対する入札価格の比率による。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、本県が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を本県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等をさせること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : System of TV conference for Tottori Prefectural Government : 1 set

(2) Time-limit of the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 1 August , 2013

(3) Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 PM 21 August , 2013

(4) Please Contact : Crisis Management Bureau, Crisis measures Information Division, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7789

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 7 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 県民文化会館小ホール照明設備改修業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成 25 年 7 月 1 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 山口電業株式会社
鳥取市南安長一丁目 23-10 |
| 5 契約金額 | 30,450,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成 25 年 5 月 14 日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県文化観光局文化政策課
鳥取市東町一丁目 220 |

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 7 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察職員安否確認・非常招集システム整備運用業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア システム整備

平成 25 年 9 月 13 日まで

イ システム運用期間

平成 25 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、システム整備に係る価格（導入費用、設定費用、技術講習会開催費用等を含む。）及びシステム運用に係る価格の合計金額とし、内訳欄にこれらの価格も記載すること。

なお、契約に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良、システム等管理運営及びASPであること。
なお、これらの資格区分全ての競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月2日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成25年7月16日（火）から同年8月12日（月）まで間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110（代）
- (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成25年7月16日（火）から同月24日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成25年8月12日（月）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月9日（金）午後5時までとする。）
鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に平成25年8月5日（月）午後3時までに提出し、2

の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、システム整備及びシステム運用に係る価格のそれぞれが会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、その合計額が最低価格の有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。